

4. 在宅生活の支援

(1) 居宅介護

■内容

自宅にヘルパーが訪問し、食事・入浴・排せつの介護や洗たく・掃除などの援助などを行います。

◎身体介護：利用者の身体に直接ふれて行う介護（食事・入浴・排せつなど）

◎家事援助：利用者の日常生活の援助（洗たく・掃除・調理・買い物など）

◎通院等介助：通院や官公署などへの移動のための介助

◎通院等乗降介助：通院時などの乗車または降車のための介助

■対象者

障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する支援の度合）の方

※通院等介助（身体介護を伴う場合）は、障害支援区分2以上で、歩行に全面的な支援が必要な方などが対象です。

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは（111～112ページ）をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(2) 重度訪問介護

■内容

重度の肢体不自由などで常に介護が必要な方の自宅にヘルパーが訪問し、食事・入浴・排せつの介護、調理・洗たく・掃除などの援助、外出時の移動支援などを総合的に行います。

■対象者

障害支援区分4以上であって、下記のいずれかに該当する方

- ①二肢以上に麻痺等があり、歩行・移乗・排尿・排便のいずれも支援が必要な方
- ②障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目等（12項目）が合計10点以上の方

■手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■サービス提供事業所

詳しくは（113～114ページ）をご覧ください。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(3) 重度障害者等包括支援

■ 内容

介護の必要性がとても高い方に、居宅介護や重度訪問介護など複数のサービスを包括的に行います。

■ 対象者

障害支援区分6（障がい児はこれに相当する支援の度合）であって、意思疎通が著しく困難な方のうち、下記のいずれかに該当する方

① 重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある方のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度知的障がい者

② 障害支援区分の調査項目のうち行動関連項目等（12項目）が合計10点以上の方

■ 手続き

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「主な手続き（2ページ）」をご覧ください。

■ 利用者負担額

「1（1）障害福祉サービスと障害児通所支援」の「利用者負担額（2～3ページ）」をご覧ください。

■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007／FAX：0771-68-1166

(4) 生活サポート事業

■内容

自宅や自宅周辺などにサポーターを派遣して、見守りや声かけなど日常生活の支援を行います。

◎利用時間：午前8時～午後6時の1日8時間以内

■対象者

①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持ち、障がい
を理由として日常生活に支援が必要な方

②医師の意見書などにより、「①」と同等の障がいがあると認められる方

※障害福祉サービスなどで同等の支援が利用できる方は、基本的に除きます。

■手続き

<p>①相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書</p> <p>◎障害者手帳の写し</p> <p>◎障害者手帳がない場合、医師の意見書・専門機関の判定書・特定疾病受給者証の写しなど障がいがあると認められる書類</p>
<p>②調査</p>	<p>市職員が本人や家族に障がいの状況などをお聞きします。</p>
<p>③利用決定</p>	<p>利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。</p>
<p>④サービスの利用</p>	<p>利用者はサービス提供事業者（122ページ）と契約し、サービスを利用してください。</p>

■利用者負担額

利用者負担はありません。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

(5) 訪問入浴サービス事業

■内容

在宅の身体障がい者で家族などの介助のみでは入浴が困難な方に、移動入浴車で自宅へ訪問し、宅内に浴槽を設置して入浴の介助を行います。

◎利用回数：月5回以内

◎下記の事業者で利用できます。

事業者名	電話番号	FAX番号	所在地
株式会社ASCare かめおか 亀岡	0771-29-4526	0771-29-4527	かめおかしちよかわちういまづ 亀岡市千代川町今津1-11-10

■対象者

下記のすべてに該当する方

- ①身体障害者手帳2級以上または同等の障がいがあると認められる方
- ②家族などの介助のみでは入浴が困難と認められる方
- ③入浴サービスを受けることが可能と医師が認めた方

※介護保険サービスなどで同等の支援が利用できる方は、基本的に除きます。

■手続き

①相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 《必要なもの》 ◎申請書 ◎障害者手帳の写し ◎医師の診断書
②利用決定	利用の可否などを決定して、市から申請者に利用決定通知書を交付します。
③サービスの利用	利用者は上記の事業者を利用日時などを連絡し、サービスを利用してください。

■利用者負担額

水道・電気代などの実費は利用者負担です。

■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166